

令和6年12月18日

瑞浪市長 水野 光二 様

瑞浪市市民まちづくり会議
会 長 渡邊 俊美

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組の検証結果について(答申)

本会議では、令和5年10月2日に諮問を受け、瑞浪市まちづくり基本条例の運用状況及びまちづくり基本条例中「第8条 まちづくり推進組織に関する取組」、「第9条 子ども及び若者に関する取組」、「第18条 参加に関する取組」を選定し検証を行いました。

つきましては、意見を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

◆まちづくり推進組織(第8条)の活動支援 ※地域計画策定支援事業について

多世代からの意見をもとにした新たなアイデアの創出をはじめ、真摯に地域での話し合いをする機会となったことは良かった。話し合いを進める中での共通理解、今後取り組む活動の方向性について、地域としての大枠の合意形成に繋がるものになった。さらには、具体的行動計画を実行に移し、課題解決に向かっている地域も出てきていることは大変評価できる。

しかし、ワークショップの回数が3回と少なく、十分な話し合いをすることができたとは言えない。回数が少ない分、事前に策定の中心となるまちづくり推進協議会との打ち合わせをもっと充実させるべきであった。今回の事業について、内容が重要であるにもかかわらず地域での盛り上がりが欠けたと評価される点については、地域での情報提供・共有が十分でなかったものと考えられる。調整役となる市職員は、ファシリテーターとしての能力を磨くとともに、市としても、研修機会の充実を図っていただきたい。

また、地域活動自体について、参加者が固定化され、子ども・若者などの新たな関係者への拡がりがない現状の担い手でできないもの、主体的に取り組めないものは廃止も検討すべきである。やりたい人がやりたいことを地域のためになる活動としてできるように見直す時期にきている。そうすれば、自主的に楽しく、自然発生的に人が集まるのではないか。市としては、今後地域が活動を見直す中で、話し合いの促進や見直しの具体的方法などについて、地域に寄り添ってともに考えていただくような伴走型の支援を行っていただくことで、新たな担い手を発掘し、持続可能なまちづくりへと変化させていただきたい。

◆子ども及び若者(第9条)に関する取組**①シティプロモーション動画等制作事業について**

市民参加型で動画のテンポも良く、化石という1つのテーマに絞った結果、斬新な動画を制作することできた点や若者のアイデアをインパクトあるカタチで表現し、他と一線を画す事業となったのは良かった。

しかし、動画の制作を知らない方もあり、市民の参加も限定的であったことから、ターゲット層であるはずの学生をはじめ、周知不足であったのではないかと思われる。

また、動画の続編も含めた出口戦略について、将来を見据えて継続するのか否か検討すべきである。

動画でモチーフとなったパレオパラドキシアの認知度向上や化石博物館への誘客に繋げていく必要がある。さらには、シビックプライドの向上に繋がっているか、費用対効果等の検証を行っていただきたい。

②子ども及び若者まちづくりへの参加促進(青少年育成活動)事業について

継続的に子どもの教育にもなるよう中学生ボランティアを受け入れ、参加していた点は大変素晴らしく、評価できる。しかし、地域での青少年育成の面から、もっと多くの市民が気軽に参画できることが必要と考えられる。

また、単にボランティアとして中学生等を受け入れるだけでなく、中学生等がやってみたいこと、そしてそれが成長や学び、将来の地域の担い手の創出に繋がるなど、大きな目的意識をもった事業運営をお願いしたい。そのためには、各取り組みの到達点を明確にし、共有することが必要である。

また、アンケート調査などにより常に見直しを行い関係者にメリットが生まれるような取り組みの運営をお願いしたい。

◆参加(第18条)に関する取組 ※企業・大学等との連携事業について

継続的に3年間地域と大学との橋渡しを行い、地域課題の解決に取り組んでいることは評価できる。とりわけ大学との協働について、瑞浪市の中でも規模の小さな単位自治会との取り組みを行っている点は、若者との協働による地域の活性化といった点で、他地区でも同様に変化を起こすことができるという希望になりうる。

しかし、まだ地域全体での活動と評価できるまでには拡大しておらず、これまでの成果やこれからの方向性を地域全体に広げる努力をしていただきたい。

また、この活動についての市内外へのPRをさらにしていくべきであり、卒業した学生が継続的にまちづくり活動に参画できるよう予算的な措置も期待するところである。そのためにも行政は大学側、地域側と密に連携を取って行っていただきたい。

◆条例の運用状況について

上記選定事業の取組をはじめ、基本条例の運用状況を確認したところ、条例に基づく各課の取組みと社会情勢との乖離等は見あたらず、条例の見直しが必要と認められる点はないと思われる。そのため、現時点で条例の見直しについて検討を行う必要性は無いものとする。

引き続き、基本条例の運用状況を点検し、条例の見直しについて必要があると認められる場合は、まちづくり条例審議会に諮問のうえ、条例の見直しについて検討を行っていただきたい。

以上